

せいり ばんごう 整理番号	4-6-2	そうだん 相談レベル	3
ぶん るい 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	こども う 子供が生まれるとき		
ない よう 内容	しゅっしやうとどけ 出生届		

そうだんしゃ あか う ひつよう てつづき なん  
相談者 赤ちゃんが生まれたときに必要な手続は何ですか？

かいどうしゃ あか う しゅっさん た あ いし じよさんし しゅっしやうしやうめいしよ  
回答者 まず、赤ちゃんが生まれたら、出産に立ち会った医師か助産師に出生証明書してもらいま  
す。そして、出生から14日以内に、その出生証明書と母子健康手帳をもって、市区町村  
に出生届を提出します。その際に、出生届受理証明書してもらいます。母国での出生届や  
戸籍への編入が必要な国もあります。詳しくは、それぞれの領事館におたずねください。  
⇒ ざいにちたいしかん りやうじかん  
在日大使館&領事館 13-3-6へ

せいり ばんごう 整理番号	4-6-3	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	こども う 子供が生まれるとき		
ない よう 内容	あか こくせき 赤ちゃんの国籍		

そうだんしゃ あか こくせき  
相談者 赤ちゃんの国籍はどうなりますか？

かいどうしゃ りやうしん がいこくじん く に ほうりつ もと てつづき おこな  
回答者 両親がともに外国人であれば、それぞれの国の法律に基づいて手続を行ってください。  
にほんじん がいこくじん ふうふ あいだ う こども しゅっしやう にほん がいこく こくせき しゅどく  
日本人と外国人の夫婦の間に生まれた子供で、出生によって日本と外国の国籍を取得  
した場合には、子供が22歳になるまでにどちらかの国籍を選択する必要があります。こ  
の場合で子供が外国で生まれたときは、3ヶ月以内に出生届と日本国籍を留保する旨の  
とどけで にほん たいしかん りやうじかん ほんせきち しゅ ちやうそん ていしゅつ こども に  
届出をもよりの日本大使館・領事館または本籍地の市区町村に提出しないと、子供は日  
ほんこくせき うしな ちゅうい にほん しゅっしやうとどけ なまえ つか かんじ  
本国籍を失いますので注意してください。なお、日本の出生届での名前につける漢字は  
き じやうやうかんじ じんめいかんじどう もじ どう げんてい  
決まっています。常用漢字、人名漢字等2928文字とひらがな、カタカナ等に限定されてい  
ます。  
⇒ ざいにちたいしかん りやうじかん  
在日大使館&領事館 13-3-6へ

せいり ばんごう 整理番号	4-6-4	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	こども う 子供が生まれるとき		
ない よう 内容	あか ざいりゅうしかく がいこくじんとうろく 赤ちゃんの在留資格と外国人登録		

そうだんしゃ あか ざいりゅうしかく がいこくじん とうろく  
相談者 赤ちゃんの在留資格や外国人登録はどうすればよいのですか？

かいどうしゃ にち いな い どうきやうにゆうこくかんりきよくよこはましきよく どう かわさきしゅつちよよ しゅつしやう しやうめい しよ  
回答者 30日以内に東京入国管理局横浜支局または同川崎出張所に出生したことを証明する書  
るい も ざいりゅうしかく しゅどくしんせい おこな こうふ ざいりゅうしかく しやうめいしよ も にち いな い  
類を持って在留資格の取得申請を行い、交付された在留資格証明書を持って60日以内  
しゅ ちやうそん がいこくじん とうろく てつづき おこな ひつよう  
に市区町村で外国人登録の手続を行う必要があります。  
⇒ にゆうこくかんりきよく  
入国管理局 13-3-7へ  
⇒ ざいにちたいしかん りやうじかん  
在日大使館&領事館 13-3-6へ  
⇒ しゅちやうそんやくしよ やくば  
市区町村役所・役場 13-5-1へ